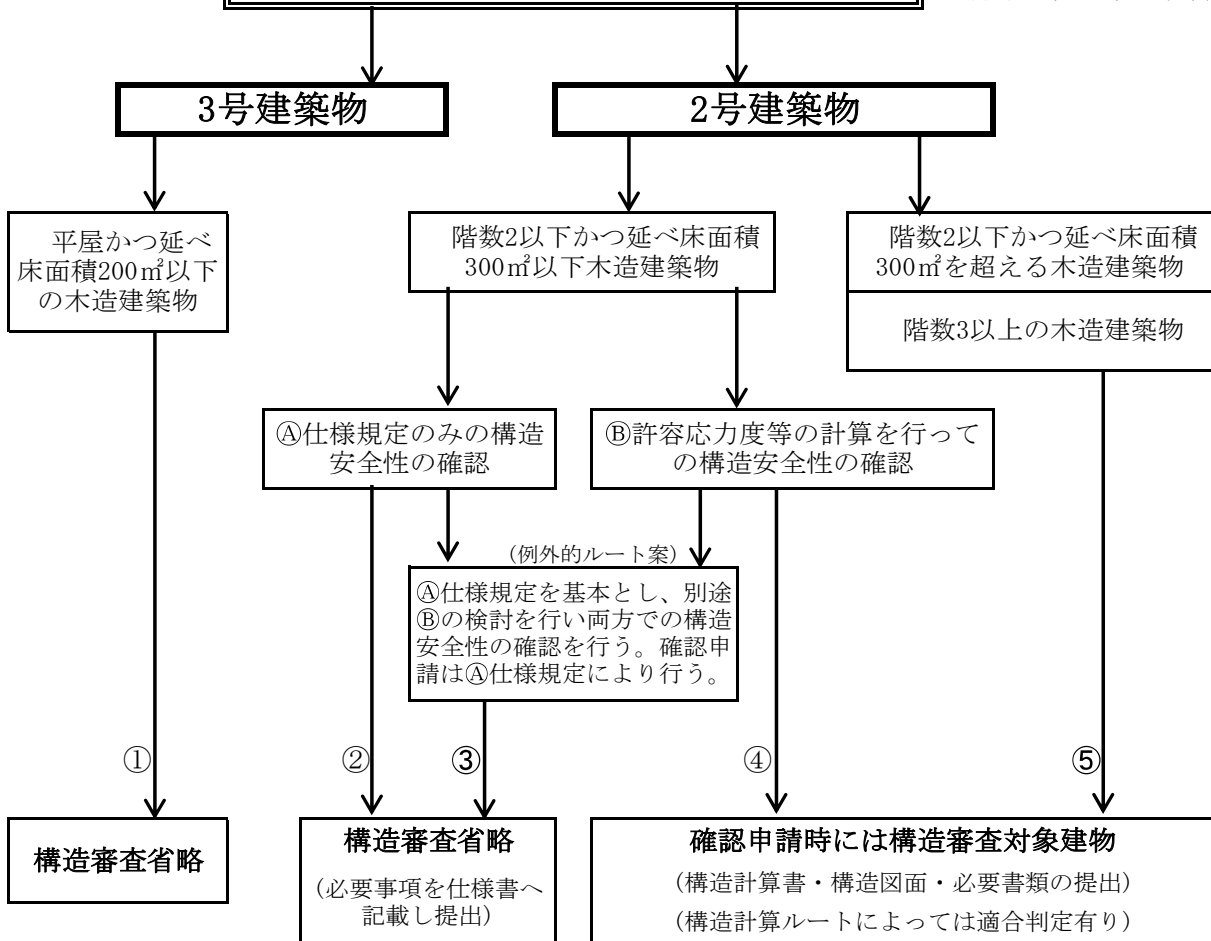


木造構造計算と確認申請ルート

(令和7年4月改正以降)



「各ルート毎による特徴」

①ルート

- ・基本的には仕様規定のみに従った構造設計でよい。

②ルート

- ・確認申請時は仕様規定のみの構造設計でよいが、架構部材である梁等の断面検討の要求は無い。よって、一般的に各所で出されている梁スパン表を参考に梁断面を決めている場合が多く、梁の上に掛かる柱の軸力や地震などの軸力を考慮していない場合も有るので注意が必要。

③ルート (特に規定では無いルートですが法的な問題はないと考えます)

- ・仕様規定の検討の他、許容応力度等(構造計算)の検討を行うので安全性は高い。仕様規定と許容応力度等(構造計算)の両検討を行うので構造設計料金は少し高くなります。

④、⑤ルート

- ・一般的に言われている構造計算(許容応力度等計算)の検討を行っているので安全性は高い。設計条件等により、耐震等級1～3の検討も可能で、設計用地震力を基準の1倍～1.5倍までの割り増し設計が出来る。